

山城荘短期入所生活介護事業所（介護予防）

当事業所は利用者ご本人に対して介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

尚、当サービスの利用は、原則として介護保険（要介護・要支援）認定の結果「要支援」と認定された方が対象となります。介護保険（要介護・要支援）認定をまだ受けていない方でも、認定見込みのある方については、申請日から「みなし」でサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 山城会
- (2) 法人所在地 徳島県三好市山城町西宇 1 2 2 7 - 4
- (3) 電話番号 0 8 8 3 - 8 4 - 1 1 7 7
- (4) 代表者氏名 理事長 馬淵 文彦
- (5) 設立年月日 平成 2 年 3 月 1 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定介護予防短期入所生活介護事業所 事業所番号 3671900037 号
平成 3 0 年 4 月 1 日 県指令長第 10063 号指定
指定有効期限 令和 1 2 年 3 月 3 1 日

(2) 事業所の目的

社会福祉法人 山城会が行う指定介護予防短期入所生活介護の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設において介護の提供に当たる従業者が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な介護サービスを提供することを目的とする。

- (3) 事業所の名称 特別養護老人ホーム山城荘
- (4) 事業所の所在地等 徳島県三好市山城町西宇 1 2 2 7 - 4
電話 0 8 8 3 - 8 4 - 1 1 7 7
- (5) 事業管理者 施設長 新部 恵子

(6) 当事業所の運営方針

職員は、要支援者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の支援利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は、向上を目指すものとする。

(7) 開設年月日 平成3年4月1日

(8) 通常の事業の実施地域 三好市山城町、池田町、西祖谷山村

(9) 営業日及び営業時間等

営業日	年中無休
営業時間	24時間体制
受付時間	9時00分～18時00分 但し、昼食時や入浴介助時等繁忙時間をご希望に添えない場合があります。

(10) 利用定員 10人（介護短期入所生活介護の利用者を含む。）

(11) 居室等の概要

短期入所生活介護サービスの利用にあたり、当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、多床室ですが、個室など他の居室の利用をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。（但し、利用者ご本人の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）

居室・設備の種類	室数	備 考
1人部屋	18室	従来型個室
2人部屋	9室（3室）	多床室
4人部屋	11室（1室）	多床室
合 計	38室	都合により、他の居室のベッドを使用する場合がございます。（空床利用）
食 堂	4室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 平行棒、歩行器、滑車
浴 室	2室	特殊浴槽・簡易浴槽
医務室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

※尚、徳島県の条例により、施設の運営に支障のない範囲内で、地域との交流を図るために施設の一部を使用することもあります。

(12) 非常災害対策

徳島県条例に基づき、非常災害対策を実施していきます。

①施設の立地環境に考慮した非常災害対策の計画の概要を、入所者及び利用者の見やすい場所に分かりやすく掲示するようにします。

②施設は、非常災害時における施設の運営に必要となる3日分の非常用の食糧、飲料水等を備蓄するよう努めます。

③施設の特性に応じ、他の施設と相互に連携して非常災害対策時における被災者の支援に努め

てまいります。

3. 職員の配置状況

当事業所では、利用者ご本人に対して介護サービスを提供する職種として、以下の職員を配置しています。職員の配置については、指定基準を遵守しています。

管 理 者	…	1名以上（山城荘と兼務）
生 活 相 談 員	…	1名以上（山城荘と兼務）
介 護 職 員	…	26名以上（山城荘と兼務）
看 護 職 員	…	3名以上（山城荘と兼務）
機能訓練指導員	…	1名以上（山城荘と兼務）
介護支援専門員	…	1名以上（山城荘と兼務）
栄養士または管理栄養士	…	1名以上（山城荘と兼務）
医 師	…	1名以上（山城荘と兼務）

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

入浴、排泄、食事等の支援、その他日常生活上の世話および機能訓練等のサービスについては、負担割合に応じて介護保険から給付されます。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）（別紙、利用料金表をご覧ください）

①食事の管理

- ・ 当事業所では、管理栄養士及び栄養士の立てる献立表により、ご利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事を管理します。
- ・ ご本人の自立支援のため、原則として離床して食堂で食事を摂っていただきます。
（食事時間） 朝食 7:30～ 昼食 12:00～ 夕食 17:30以降とする。

②入浴

- ・ 介護予防短期入所生活介護では、入浴又は清拭を週2回行います。

③排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ・ 排泄に関する消耗品（オムツやパット等）は介護保険サービスの中でご用意いたします。

④機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、利用者ご本人の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤歯と口腔ケア

- ・ 歯と口腔の健康づくりに関する職員の知識及び理解を深めるとともに、利用者の歯と口腔の健康づくりに努めます。

⑥その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

⑦移送サービス

- ・ 要支援状態区分に関わりなく、介護予防短期入所生活介護を利用する際に、ご自宅から施設、施設からご自宅への送迎をいたします。ただし、配車の関係がありますので、利用可能な日時についてはその都度、ご確認ください。
- ・ 送迎実施曜日：月曜日～日曜日

⑧その他

- ・ 利用時に提供するサービスの状況に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）（別紙、利用料金表をご覧ください）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

① 介護保険給付対象外のサービス

介護予防サービス計画及び介護予防居宅サービス計画に基づくサービスとは別に、契約者がサービスの提供を求める場合は、事業者は契約者との合意に基づき、提供された介護予防短期入所生活介護サービスの費用

② 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

ご利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

※おやつ、特別な行事食を含んだ金額となっております。

※ご利用者の希望による特別な食事等(酒を含む)にかかった費用は、実費を負担して頂きます。

③ 滞在に要する費用（光熱水費及び室料（建物設備等の減価償却費等））

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、多床室利用者の方には光熱水費相当額、個室利用の方には光熱水費相当額及び室料（建物設備等の減価償却費等）を、ご負担していただきます。

④ レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加することができます。レクリエーション等の費用については、原則、施設が負担します。ただし、ご本人の趣味による個人所有となる物品等については自己負担となります。

⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者ご本人の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

内容	利用料金
紙おむつ代	サービス料金に含まれます
ティッシュ等日用品	ご持参下さい
電気料金	利用料金表のとおり。
その他	実費

⑥ 理髪
実費

⑦ 通常の事業実施区域外への移送サービス

通常の事業実施地域（三好市山城町、池田町、西祖谷山村）以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、区域外から当事業所との間の送迎費用をご負担いただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、次の通りお払い下さい。

- ① 1か月ごとに計算し、翌月にご請求いたします。お支払いは、原則、金融機関口座から自動引き落としとさせていただきますので、所定の用紙でお申し込み下さい。銀行等の場合は原則として毎月21日、ゆうちょ銀行の場合は原則として毎月20日に引落としとなります。
- ② 自動引落しの申し込みをされていない方は下記の口座へ振り込み、または現金でのお支払いも可能です。

i 口座振り込みは、下記の口座へお振り込み下さい。

・ お振込先：阿波銀行 山城支店 普通預金 0069656
・ 名義人：社会福祉法人 <small>シヤカイフクシホウジン</small> 山城会 <small>ヤマシロカイ</small> 代表者 <small>ダイヒョウシヤ</small> 馬淵 <small>マブチ</small> 文彦 <small>フミヒコ</small>

ii 現金でのお支払いは、山城荘事務所へお越し下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

- ① 利用予定日の前に、利用者ご本人の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに各事業所に申し出てください。
- ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者ご本人の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10%

- ③ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時をご利用者に提示して協議します。

5. サービス利用にあたっての留意事項

(1) 事前にご準備いただくもの

- ①個人の持ち物、着ている物には全てお名前を書いてください。
- ②本人の状態を、利用契約時にお知らせ下さい。

(2) 利用日当日にご持参いただく物

- ①介護保険証、及び健康保険証(初回及び保険証更新時のみ)
- ②薬(飲み薬、目薬、塗り薬、貼り薬、湿布等)及び、処置に必要な医療材料
- ③お薬についてくる、『薬情報提供書』(コピーしてお返しします。)
- ④上履き、及び、着替え3組～5組(普段着をお持ち下さい)
- ⑤洗面用具(コップ、歯ブラシ等、ご本人が必要な物)
- ⑥その他必要な介護用品(杖、車椅子、補装具等)

※紙おむつ、パット類、入浴用タオル、石鹸等は用意してあります。

(3) 注意事項

- ①金銭、貴重品は、お持ちにならないで下さい。
- ②施設で不必要とおもわれるものについては持ち込みを制限させていただきます。また、危険性があると施設側で判断した場合も同様です。
- ③菓子や果物、漬け物等、食品類の持ち込みは最小限とし、他の利用者へのお裾分けは、食事制限の方もおりますのでご遠慮下さい。
- ④居室内の喫煙はご遠慮下さい。職員の立会いの基、喫煙スペースをご利用下さい。
- ⑤職員へのお心付けは、一切お受けしないことになっております。

(4) 喫煙・飲酒

施設内禁煙となっております。

敷地内の喫煙スペースのみで喫煙ができます。ただし、タバコとライターは防火管理上、施設でお預かりさせていただきます。

6. 苦情の受付について(契約書第25条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） 介護支援専門員：正口久美子

○受付時間 通年24時間体制

（TEL）0883-84-1177 （FAX）0883-84-1180

苦情は口頭でも受け付けますが、山城荘窓口には「要望箱」を設置しています。

（2）行政機関その他苦情受付機関

① ご利用者の保険者（出身市町村等）の介護保険担当課

※三好市の場合：みよし広域連合介護保険センター

〒778-0002 徳島県三好市池田町マチ2429-1

電 話 0883-76-0030

FAX 0883-76-0033

② 徳島県国民健康保険団体連合会

介護サービス介護保険課苦情処理委員会

〒771-0135 徳島県徳島市川内町平石若松78-1

電 話 088-665-7205（専用ダイヤル）

FAX 088-666-0228

③ 徳島県運営適正化委員会

〒770-0943 徳島県徳島市中昭和町1-2

電 話 088-611-9988

FAX 088-611-9995

【説明確認欄】

年 月 日

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明しました。

(事業者) 所在地 徳島県三好市山城町西宇 1 2 2 7 - 4

事業者名 特別養護老人ホーム山城荘

説明者

サービス契約の締結に当たり、上記のとおり説明を受けました。

(契約者) 住所 徳島県三好市

氏名

身元保証人

住所

氏名

山城荘短期入所生活介護事業所（介護予防）

利 用 料 金 表

1 食費・居住費の費用

（１）介護保険負担限度額認定者以外

料金の種類	金 額
食事の提供に要する費用	朝食 365円/回
	昼食 550円/回
	夕食 530円/回
居住に要する費用	従来型個室 1,171円/日
	多床室 855円/日

（２）介護保険負担限度額認定者

料金の種類	金 額
食事の提供に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 300円/日
	第2段階認定者 600円/日
	第3段階認定者① 1,000円/日
	第3段階認定者② 1,300円/日
居住に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者
	従来型個室 380円/日
	多床室 なし
	第2段階認定者
	従来型個室 480円/日
	多床室 430円/日
	第3段階認定者①
	従来型個室 880円/日
	多床室 430円/日

2 居宅介護サービス費（介護保険負担割合が2割の方は2倍、3割の方は3倍の金額になります。）

区分	項 目	金 額
基	要支援1	従来型個室 451円/日
		多床室 451円/日
本	要支援2	従来型個室 561円/日
		多床室 561円/日

加 算	機能訓練体制加算		12円/日
	認知症行動・心理症状緊急対応加算		200円/日
	若年性認知症利用者受入加算		120円/日
	送迎加算	片道につき	184円/回
	療養食加算		8円/回
	サービス提供体制強化加算（I）		22円/日
	介護職員処遇改善加算（I）		介護報酬総単位数の14%

3 その他の費用

料金の種類	金額
特別な食事の費用	実費
通常の事業地域を越えて行う送迎サービス	1キロメートルごと30円/km
理美容代	実費
電気料金	電気製品300円/月

個人情報の使用に係る同意書

以下に定める条件のとおり、私（ ）および家族（ ）は、特別養護老人ホーム山城荘が、私及び家族の個人情報を下記の利用目的の範囲内で取得、使用及び介護予防サービス事業者等に提供することに同意します。

1. 利用期間

介護予防サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

2. 利用目的

- (1) 施設サービス計画等を作成するため。
- (2) サービス事業者間の連携とサービス担当者会議での情報提供、サービス担当者に対する照会（依頼）のため。
- (3) 医療機関、社会福祉法人、介護居宅介護支援事業所、介護予防サービス事業所、行政機関、その他必要に応じた地域団体等との連絡調整のため。
- (4) 主治医の意見を求める必要のある場合。
- (5) 事業所内のカンファレンス（症例検討）のため。
- (6) 介護認定審査会、地域包括支援センターへの情報提供。
- (7) その他サービス提供で必要な場合。
- (8) 緊急を要する時の連絡等の場合。
- (9) 施設において行われる介護専門学校・各種大学等の実習生への協力。
- (10) 上記の各号に関わらず、公表してある「利用目的」の範囲内。

3. 使用条件

- (1) 個人情報の提供は利用目的の範囲内とし、サービス提供に関わる目的以外には決して利用しないこと。また、サービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさないこと。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容などについてその経過を記録し請求があれば開示する。

年 月 日

契約者 住 所

氏 名

身元保証人 住 所

氏 名

続 柄（契約者との関係）